【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 マルシアンホールディングス合同会社

代表社員 合同会社乃木坂ホールディングス

職務執行者 糸木 悠

【住所又は本店所在地】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号

虎ノ門ヒルズステーションタワー

【報告義務発生日】令和6年6月21日【提出日】令和6年6月25日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】2

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本ハウズイング株式会社			
証券コード	4781			
上場・店頭の別	上場			
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場			

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(合同会社)
氏名又は名称	マルシアンホールディングス合同会社
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和6年2月9日
代表者氏名	合同会社乃木坂ホールディングス 職務執行者 糸木 悠
代表者役職	代表社員
事業内容	1 . 有価証券の取得及び保有 2 . 前号に付帯又は関連する一切の業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	合同会社乃木坂ホールディングス 職務執行者	糸木 悠
電話番号	03-4587-9010	

(2)【保有目的】

発行者の非公開化を目的とした重要提案行為を行うこと。

提出者は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第180条に基づき発行者の普通株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を発行者に要請する予定です。提出者は、本臨時株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

EDINET提出書類 マルシアンホールディングス合同会社(E39655) 変更報告書

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	48,218,566		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 48,218,566	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		48,218,566
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和6年6月21日現在)	V 64,320,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	74.97
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	74.97

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和6年6月20日	普通株式	48,218,566	74.97	市場外	取得	1,545

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者の普通株式(以下「発行者株式」といいます。)を取得することを目的として、令和6年5月23日から同年6月20日までを買付け等の期間とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたしました。本公開買付けは、令和6年6月20日をもって成立しており、本公開買付けの決済の開始日は令和6年6月27日です。

公開買付契約

提出者の親会社である合同会社乃木坂ホールディングス(以下「乃木坂ホールディングス」といいます。)は、令和6年5月9日付で、共同保有者との間で、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の諸条件に関する以下の内容を含む公開買付契約(以下「本公開買付契約」といいます。)を締結しております。

- () 乃木坂ホールディングスは、一定の前提条件が充足されていること(又は乃木坂ホールディングスにより放棄されていること。)を条件に、本取引の一環として、提出者をして、本公開買付けを開始させること
- ()共同保有者は、その所有する発行者株式の全て(以下「不応募合意株式」といいます。)について本公開買付け に応募しないこと
- ()共同保有者は、本公開買付契約の締結日以後、本公開買付けの決済の開始日より前に、発行者の株主総会(令和6年3月期に係る定時株主総会を含みます。)が開催される場合、当該株主総会において、本取引の実行を困難ならしめ、又は本取引による提出者の経済合理性を損なうような、不応募合意株式に係る議決権その他これに関する権利を行使しないこと。なお、当該権利行使の方針については誠実に協議するものとし、共同保有者は当該協議の結果に基づいて上記株主総会における権利行使を行うものとすること
- ()前号に定める場合、共同保有者は、小佐野文雄氏、小佐野マサエ氏、小佐野台氏、小佐野弾氏、シー・オー投資株式会社、ABC投資株式会社、カテリーナ投資株式会社、ABC株式会社、カテリーナ株式会社、シー・オー株式会社、及びアットイージー株式会社をして、前号に定める協議の結果に基づく自らの権利行使と同様の権利行使をさせること
- () 本公開買付けの決済の開始日以降速やかに、発行者をして、発行者の株主を共同保有者及び提出者のみとするための必要な手続を実施すること
- ()本公開買付けの決済の開始日以後、本取引の一連の各取引(発行者株式の併合、共同保有者による提出者への出資、提出者の組織変更及び発行者と提出者の合併)を順次実施すること
- ()共同保有者は、発行者による自己株式取得に応じて不応募合意株式の全てを売却すること

株主間契約

乃木坂ホールディングスは、令和6年5月9日付で、共同保有者との間で、株主間契約を締結し、本公開買付けの決済の開始日以降の発行者のガバナンスを含む提出者及び発行者の運営並びに株式の取扱いに関する事項について合意しております。

株式担保契約

提出者は、その取得する発行者株式の全てを、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行に対する借入金の担保として差し入れるため、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行との間で、株式担保契約を令和6年6月21日付で締結しました。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	19,304,984
借入金額計(X)(千円)	55,192,700
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	74,497,684

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏	名	所在地	借入 目的	金額(千円)
株式会社三菱UFJ銀行(本店)	銀行	半沢 淳	_	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2	27,596,350
株式会社三井住友銀行(本店営業部)	銀行	福留朗	裕	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2	27,596,350

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社カテリーナ・ファイナンス
住所又は本店所在地	東京都新宿区新宿 1 丁目31番12号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成元年10月5日
代表者氏名	小佐野 文雄
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の保有・運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社カテリーナ・ファイナンス 榊原 秋夫
電話番号	03-5379-1474

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	14,509,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 14,509,200	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		14,509,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和6年6月21日現在)	V 64,320,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	22.56
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	22.56

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
 - 1. マルシアンホールディングス合同会社
 - 2. 株式会社カテリーナ・ファイナンス

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23	法第27条の23	法第27条の23
	第3項本文	第3項第1号	第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	62,727,766		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	А	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 62,727,766	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		62,727,766
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和6年6月21日現在)	V 64,320,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	97.52
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	97.52

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
マルシアンホールディングス合同会社	48,218,566	74.97
株式会社カテリーナ・ファイナンス	14,509,200	22.56
合計	62,727,766	97.52